



恩納村保育所入所（入園）案内

令和6年4月1日入所の申し込みとなります。

申し込みは、「役場」での申請のほか「郵送申込」・「在園施設への提出」が可能です。

【郵送申込における注意事項】

- ・郵便局窓口から「特定記録郵便」で郵送。（11月30日消印有効）※送料は自己負担となります。遅れた場合は受付期間外として選考上不利になる場合があります。
 - ・不足している書類や記載漏れがないか。不備があると受付できません。
- ※郵送申込の場合は、「発送→受取→確認→不備があった場合の連絡」までにお時間がかかります。余裕をもってお申込み下さい。11月30日までに書類がすべて揃わないと期間外扱いとなります。

現在施設を利用中のお子さんや待機になっているお子さんも、入所申し込みが必要となりますので、申込忘れのないようご注意ください。



◆提出から受付までの流れ◆

申請書の提出 → 書類確認 → 受付受理（不備があれば再度期間内に提出）
→ 審査 → 入所決定又は保留

※書類不備の場合は、返却となります。再度受付期間内にお申込みください。

◎入所受付期間（在園児・新規・待機（R5年度の待機も含む））

役場での申込月日（在園児・新規）	受付場所・時間	夜間受付期間・時間
（R5年度 在園児）書類受付期間 11月1日(水)～11月10日(金)まで （土日・祝除く）	・ 恩納村役場福祉課窓口 ・ 在園施設 ・ 郵送 午前9時～午後12時 午後1時～午後4時45分	（在園児） 11月2日(木)・11月9日(木) 17:30～20:00
（新規・待機）書類受付期間 11月13日(月)～11月30日(木)まで （土日・祝除く）		（新規） 11月16日(木)・11月30日(木) 17:30～20:00

- ・ 受付期間に保護者が来られない場合は、代理の方が申し込みをすることもできます。（身分証の確認や申請書に記載された保護者へ電話で確認することもあります）
- ・ 受付期間以降の提出は、選考上不利になりますのでご注意ください。

お問い合わせ

〒904-0492 恩納村字恩納 2451 番地

恩納村役場 福祉課 こども家庭係 ☎966-1207



大事なお知らせ

「恩納村立保育所民営化基本方針」及び「恩納村保育所・幼稚園の在り方に関する基本方針」に基づき、子育て支援の充実・教育環境の充実を図る為、

① 令和6年度より「公立恩納保育所」を民営化し、「私立恩納保育所」へ

② 令和8年度より「私立恩納保育所」は「私立恩納こども園（仮称）」へ

③ 令和8年度より「公立安富祖保育所」は「公立安富祖こども園」へ

④ 令和8年度より「公立山田保育所」は「公立小規模保育所」へ

それぞれの移行が決定しました。

「公立安富祖こども園」の設置に先立って、令和6年度より「安富祖保育所」で5歳児保育を行います。（安富祖幼稚園は休園となります）

令和6年度は、「安富祖保育所」と「風の森保育園」のみ5歳児保育を行うこととなります。

※「安富祖保育所」では、優先的に安富祖小学校区の方が入所となります。ご了承ください。

【保育所】

保育所名	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
公立安富祖保育所	直営	直営	直営	公立 幼保連携型こども園	公立 幼保連携型こども園	公立 幼保連携型こども園
公立恩納保育所	直営	民営 認可保育園	民営 認可保育園	公私連携幼保 連携型こども園	公私連携幼保 連携型こども園	公私連携幼保 連携型こども園
公立山田保育所	直営	直営	直営	公立 小規模保育園	今後のあり方を検討	
私立認可保育施設（2園） （風の森・オーブ）	継続	継続	継続	継続	継続	継続
地域型保育施設（2園） （ゆうな・稲穂）	継続	継続	継続	継続	継続	継続



恩納村認可保育施設一覧



施設 種別	公私 種別	施設名	住所	電話番号	開所時間		受入園児の年齢 (クラス年齢)
					月～金	土	
保育所	公立	1・安富祖保育所	字安富祖 1670 番地	967-8600	7:30～18:30 ※令和6年度より終日開所	7:30～18:30 ※令和6年度より終日開所	0歳児～5歳児
		2・山田保育所	字山田 99 番地	964-3323	7:30～18:30	7:30～18:30 ※令和6年度より終日開所	0歳児～4歳児
		3・恩納保育所	字恩納 1280 番地 2	966-8322	7:30～18:30	7:30～18:30 ※令和6年度より終日開所	0歳児～4歳児
	私立	4・恩納村オリーブ保育園	字仲泊 858 番地 4	987-8969	7:30～18:30	7:30～18:30	0歳児～4歳児
		5・風の森保育園	字山田 526 番地	988-5707	7:30～18:30	7:30～18:30 ※祝日も開園	0歳児～5歳児
小規模保育 施設	私立	6・恩納村オリーブ保育園 ゆうな	字恩納 7545 番地 3	966-8110	7:30～18:30	7:30～18:30	0歳児～2歳児
家庭的保育 事業所		7・稲穂	字恩納 6302 番地 (恩納村総合保健福祉センター内)	955-3740	8:00～18:00	8:00～17:00	0歳児～2歳児



支給認定と利用区分について



【保育の必要性の認定申請】

子ども・子育て支援新制度（H27年4月～）がスタートしたことにより、保育所の利用を希望する場合には、市町村に認定を申請し、市町村から認定を受けなければなりません。

1号認定 お子さんが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当しない、保育所等での教育を希望される場合

• **2号認定** お子さんが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合

• **3号認定** お子さんが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合



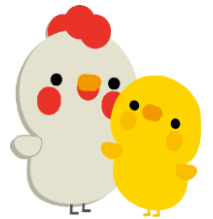
※保育所の利用を希望する場合は、2号認定または3号認定の申請をしていただきます。

※安富祖幼稚園の休園に伴い、安富祖保育所は特例で1号認定の受入も行います。（安富祖小学校区の5歳児のみ対象）

【利用区分について】

保育の利用時間が次のいずれかに区分されます。

保育標準時間 フルタイム就労を想定した利用時間（最長11時間）
※就労時間が月120時間以上（共働きの場合は両親とも）
※妊娠・出産等



保育短時間 パートタイム就労を想定した利用時間（最長8時間）
※就労時間が月64時間以上（64時間未満の場合は保育所等の利用はできません）
※育休・求職活動等

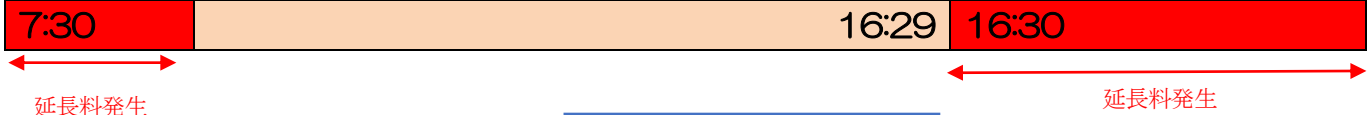
●保育標準時間

利用可能な時間（最長11時間）



●保育短時間

保育短時間（原則8時間）



●1号認定（教育時間）

教育時間（原則4時間）



※上記時間は公立保育所の場合です。延長料発生時間は施設によって多少異なる場合があります。気になる場合はあらかじめ施設へお問い合わせください。

※**延長料金**は各保育所（園）によって異なります。詳しくは各保育所（園）にお問い合わせください。

入所申込みに必要な書類

利用申込みされる場合は、必ず①～⑥の該当する書類を提出してください。**また、書類不備の場合は受付できませんのでご了承ください。**同時に2人以上の児童を申込みする場合、②～⑤の書類は1部ずつの提出でかまいません。⑥健康診断書は、(新規・待機)の方は必要ですので、入所申し込みと同時に提出をお願い致します。

① 施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書(現況届)〈兼利用申込書〉 ※利用を希望する児童1人につき1枚です。

② 保護者(父・母・児童と同居する65歳未満の祖父母等含む)の就労状態等を証明する書類 **※安富祖保育所で1号認定を受ける方は不要**

保護者等の状況	提出書類
☆勤務または勤務予定の方	『就労証明書』※指定様式(令和4年度申込より様式変更) 今回からExcelデータでの作成も可能になっております。(恩納村HPにデータあり)
☆自営業・内職・農業・漁業・その他(委託等)の方	『自営業(内職)申立書』※指定様式 ※自営業の方は、「営業許可証」または税務署の受付印が押された「個人事業の開廃業等届出書(控え)」の写しまたはこれに類する書類を添付してください。
☆就学中(予定)の方	『在学証明書』及び『時間割表』の写し等
☆育児休業(予定)の方 ①か②の書類及び③の書類	①『就労証明書(育児休業期間が記載されているもの)』か『育児休業等取得者確認通知書』もしくは『育児休業基本給付金支給決定通知書』の写しまたは類する証明書 ②『育児に伴う休業取得届』 ③『育児休業に係る継続利用の意見書』
☆妊娠・出産の方	『親子(母子)健康手帳』の写し ※分娩予定日または出産予定日が明記されているページ 『妊娠・出産入所に関する同意書』※指定様式
☆療養中の方	『診断書(保護者等用)』※指定様式
☆心身障がいの方	『身体障がい者手帳』、『精神障がい者保健福祉手帳』等のいずれかの写し
☆同居親族の看護・介護の方	『看護(介護)状況申告書』及び『診断書(看護・介護用)』
☆求職活動中の方	『求職活動報告書』※指定様式
☆災害復旧等にあたっている方	『罹災証明書』等

③同意書

④確認事項チェックシート

⑤該当する世帯のみ必要な書類

税申告・世帯の状況等	提出書類
☆恩納村に転入された方 (令和5年1月1日以降)	『令和5年度市町村所得課税証明書』(両親分) ※R5.1.1時点の住民登録していた市町村にて発行 ※マイナンバーの記載で省略できます。
☆母子・父子世帯	『児童扶養手当証書』、『母子及び父子家庭等医療費受給者証』、『戸籍謄本』のいずれかの写し
☆在宅障がい者(児)世帯	『身体障がい児(者)手帳』、『特別児童扶養手当証書』、『療育手帳』、『精神障がい者保健福祉手帳』等のいずれかの写し
☆生活保護世帯	『生活保護受給者証』や『保護証明書』の写し
☆国外居住していた方及び軍人・軍属	2022・2023年中の収入が確認できる書類 Wage and Tax Statementの写し等

⑥健康診断書

☆待機児童、新規の方 (入所申込と同時に提出)	※指定様式 R5年度の在園児は健康診断書の提出不要。 現在待機になっている方・これから申し込みをされる新規の方については、提出が必要です。
----------------------------	---

⑦その他必要書類(入所承諾された方のみ)

児童の状況	提出書類
☆待機児童、新規の方 (入所面談の時に提出)	『口座振替依頼書』※指定様式 ※上記書類に関しては入所決定通知に同封して送付いたします。

↓↓《重要》 必ずお読みください↓↓

・平成28年1月1日以降、保育所等の入所申込みに必要な書類である「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書(兼 利用申込書)等への個人番号の記載と受付時の本人確認が必要になりました。それに伴い、今年度より利用申込書への個人番号の記載と書類提出時の本人確認にご協力をお願いします。

○保護者(利用申込書上部の保護者氏名欄に記載された方)ご本人が窓口に来られる場合

「①保護者の番号確認のための書類」と「②保護者の身元確認のための書類」が必要になります。

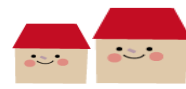
○代理人(保護者の配偶者や同一世帯の親族等)が窓口に来られる場合

「①保護者の番号確認のための書類」、「②代理人の身元確認のための書類」、「委任状」が必要になります。

① 保護者の番号確認のための書類	② 保護者(代理人)の身元確認のための書類
<ul style="list-style-type: none"> 個人番号カード 通知カード 個人番号記載の住民票(写し可) 	<ul style="list-style-type: none"> 顔写真付きの公的証明書(マイナンバー、免許証等)を1点提示。顔写真付きでない公的証明書(健康保険証、学生証、年金手帳等)の場合は2点提示。



入所できる家庭条件（保育を必要とする事由）



事由	提出書類		認定有効	保育時間
就労	勤務	<ul style="list-style-type: none"> ・就労証明書(村指定様式有り) 令和 4 年度申込より様式が変更になります。	3号認定(0歳～2歳) ※3歳の誕生日を迎える2日前まで	<ul style="list-style-type: none"> ・保育短時間【月64以上～120時間未満勤務】 ・保育標準時間【月120時間以上勤務】
	自営業者	<ul style="list-style-type: none"> ・自営業申立書および次のいずれかの種類 1点 1、開業・廃業等届出書(税務署の受付印が押されたもの) 2、申告控えの写し 3、営業許可書等	2号認定(3歳～5歳) ※3歳の誕生日を迎える日の前日から小学校就学前まで	
疾病・障がい	疾病	<ul style="list-style-type: none"> ・診断書(村指定様式有り) 	診断書に記載のある期間 ※月64時間未満の保育軽減の場合は対象になりません。	<ul style="list-style-type: none"> ・保育短時間【月64～120時間未満の保育軽減が必要】 ・保育標準時間【月120時間以上の保育軽減が必要】
	障がい	次のいずれかの書類の写し <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳等 	手帳の有効期間まで	
同居親族の介護・看護	<ul style="list-style-type: none"> ・診断書(村指定様式有り) ・看護(介護)状況申告書 		診断書に記載のある期間	<ul style="list-style-type: none"> ・保育標準時間【月120時間以上の保育軽減が必要】
就学	<ul style="list-style-type: none"> ・在学証明書及び時間割表の写し ※学校教育法で規定する教育施設に在学または公共職業能力開発施設にて行う職業訓練等		卒業予定日または修了予定日が属する月末まで	<ul style="list-style-type: none"> ・保育短時間【月64～120時間未満の就学】 ・保育標準時間【月120時間以上の就学】

妊娠・出産	<ul style="list-style-type: none"> ・親子健康手帳の出産予定日が記載されているページの写し ・妊娠・出産入所に関する同意書 	産前8週前から産後8週後の日が属する月末まで	保育標準時間
求職活動	<ul style="list-style-type: none"> ・求職状況報告書(村指定様式) 	90日間 ※原則、年度内の求職を理由とした再利用・継続利用はできません。	保育短時間
育児休業 (在園児のみ)	<p>会社等勤務の方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業取得予定証明書または育児休業期間が記載された勤務証明書、またはその他育児休業を取得していることがわかる書類 <p>自営業等の方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児に伴う休業取得届 <p>上記のいずれか及び下記の書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業に係る継続利用の意見書 	<p>育児休業対象児が1歳を迎えた日が属する月末まで</p> <p>※在園児は、育児休業対象児が待機になった場合は延長可能。</p>	保育短時間
災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明書 	復旧にあたる期間	保育標準時間

・保育を必要とする事由や勤務先・勤務時間の変更があった場合は、速やかに必要書類を提出してください。

利用者負担額（保育料）の算定について

【1. 保育料の決定】

利用者負担額は幼児の父母及び同居の親族の扶養義務者（祖父母などおもに生計を維持するものである場合に限る。）の村民税所得割課税額の合計額によって決定します。

未申告などで税情報が確認できない場合は、利用者負担額の最高額（最高階層）で仮決定されますので、申告漏れ等がないようご注意ください。仮決定された利用者負担額については、税情報が確認できる書類が提出された後、正しい利用者負担額を算定します。

【2. 切り替え時期】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
保育料の算定方法	令和5年度分の市町村民税額で算定します					令和6年度の市町村民税額で算定します						

【3. 利用者負担額変更について】

※下に該当する世帯は、利用者負担額が変更となる場合がありますので届出が必要です。

- (ア) 修正申告をした場合
- (イ) 世帯の状況が変更となった場合
- (ウ) 保育の利用区分（保育必要量）が変更となった場合

【4. 利用者負担額の支払いについて】

- ・利用者負担額の納付方法は、原則として口座振替となります。入園決定後に手続きください。
※既に保育料の口座登録をされている方については、重ねて登録する必要はありません。
- ・利用者負担額の納期限：毎月25日（休日にあたる場合は、翌営業日となります。）
- ・登録できる金融機関：琉球銀行・沖縄銀行・沖縄海邦銀行・沖縄県農業協同組合

【5. 寡婦（夫）控除のみなし適用】について】



- 1 **婚姻歴の無い母子（父子）が対象**となります。
- 2 「寡婦（夫）控除のみなし適用」は、保育料算定にのみ適用されます。
- 3 「寡婦（夫）控除のみなし適用」を行っても**保育料が減免されない（変更がない）場合があります。**
- 4 「寡婦（夫）控除のみなし適用」を希望する方は、**毎年度申請が必要です。**




幼児教育の段階無償化について

年収約 360 万円未満相当の世帯について、第何子かを決定する際に算定対象となる子どもの年齢制限が撤廃され、第 2 子を半額、第 3 子以降は無償化となります。（市町村民税非課税世帯については第 2 子以降無償）また、年収約 360 万円未満相当のひとり親世帯・障がい世帯等の場合は、第 2 子以降は無償化となります。

（多子世帯の場合） * 1

（ひとり親世帯・障がい世帯の場合） * 3

1 人目	2 人目	3 人目
		
(年齢制限なし)	保育所	保育所
* 2	保育料 (1/2)	保育料 (無料)

1 人目	2 人目	3 人目
		
(年齢制限なし)	保育所	保育所
* 4	保育料 (無料)	保育料 (無料)

* 1：所得割合算額が 57,700 円未満の世帯

* 2：第 1 子が保育所を利用している場合は基準額の全額となります。

* 3：所得割合算額が 77,101 円未満の世帯。

* 4：第 1 子が保育所を利用している場合は基準額の全額(従来の基準額の半額)となります。

恩納村支給認定子ども利用者負担額（保育料）基準額表

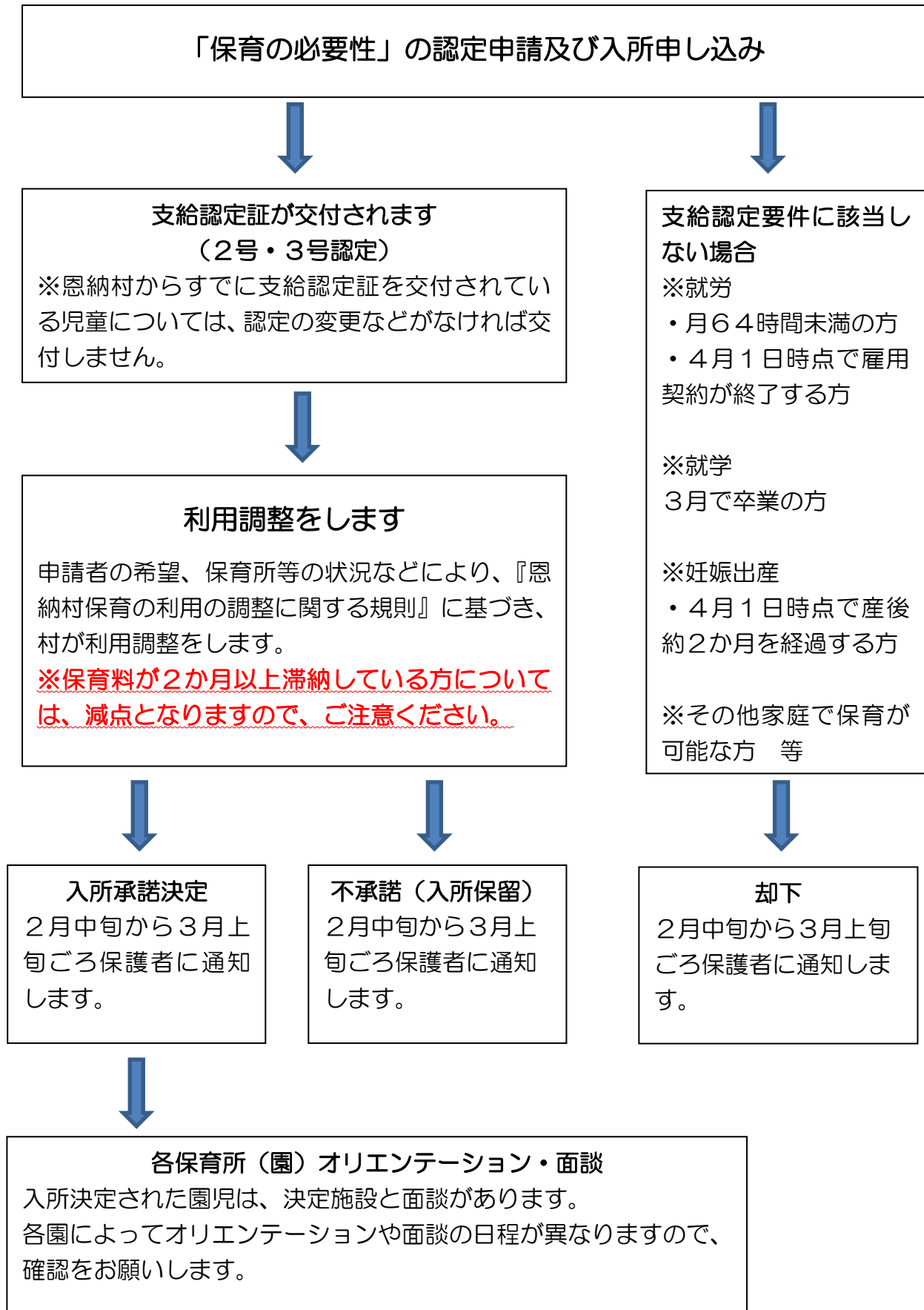
令和元年10月より開始された幼児教育・保育無償化対象は以下の児童です。



・3歳児クラス～5歳児クラス	全児童対象（1号認定、2号認定）
・0歳児クラス～2歳児クラス	市町村民税非課税世帯

※利用者負担額について、各階層の上段は第一子、下段が第二子（半額）にかかる負担額となります。

0歳児クラス～2歳児クラス 利用者負担額			3号認定：満3歳未満	
各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分				
階層区分	定義		保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護世帯等		0円	0円
			0円	0円
第2階層	第1階層を除き、当該年度分（4月から8月までにあつては、前年度分。以下同じ。）の市町村民税非課税世帯	要保護者等世帯以外の世帯	0円	0円
			0円	0円
		要保護者等世帯	0円	0円
			0円	0円
第3階層	48,600円未満の世帯	要保護者等世帯以外の世帯	12,000円	10,000円
			6,000円	5,000円
		要保護者等世帯	5,500円	4,500円
			0円	0円
第4-1階層	48,600円以上 57,700円未満	要保護者等世帯以外の世帯	17,000円	15,000円
			8,500円	7,500円
		要保護者等世帯	6,000円	6,000円
			0円	0円
第4-2階層	57,700円以上 77,101円未満	要保護者等世帯以外の世帯	17,000円	15,000円
			8,500円	7,500円
		要保護者等世帯	6,000円	6,000円
			0円	0円
第4階層	77,101円以上 97,000円未満		17,000円	15,000円
			8,500円	7,500円
第5階層	97,000円以上 169,000円未満		23,000円	21,000円
			11,500円	10,500円
第6階層	169,000円以上 301,000円未満		28,000円	26,000円
			14,000円	13,000円
第7階層	301,000円以上 397,000円未満		32,000円	30,000円
			16,000円	15,000円
第8階層	397,000円以上		35,000円	33,000円
			17,500円	16,500円

入所申込から決定までの流れ



 **必ずお読みください** 

★**保育所とは**・・・保護者が働いている、病気の状態にあるなどの理由により「保育が必要な乳幼児」を家庭の保護者に代わって保育することを目的とする児童福祉施設です。

どの家庭のお子さんでも無条件に入所できるものではありませんので、**入所できる家庭の条件**を確認の上、お申し込みください。

※安富祖幼稚園の休園に伴い、安富祖保育所は特例で1号認定の受入を行います（安富祖小学校区の5歳児のみ対象）

★**提出書類に不備・記入漏れがある場合は**受付できませんのでご注意ください。

★**申請内容や添付書類等に虚偽がある場合、又は保育所における集団生活に支障がある場合は**入所を取り消すことがあります。

★**保育所入所できる児童数には限り(定員)があり、入所できない場合がありますので、あらかじめ**ご了承ください。

★**保育料に滞納がある場合は、選考で減点されます。納付の調整を致しますので、何かありましたら**ご相談ください。

 **入所対象児童について** 

0歳～4歳クラスまでの保育を必要とする児童（安富祖保育所・風の森保育園は5歳児クラスまで受入可）で医師の診断により**集団保育が可能と認められた児童**

※入所申込みの内容等に**虚偽があった場合は、退所または入所取消となります。**

～保育所申込みについて～

★**必要に応じ、勤務確認等の調査を致します。**その際に勤務確認ができない方や、就労証明書と内容が違う方は審査の対象から外れますのでご注意ください。（保育入所後にも**電話・訪問や書類提出等**による**就労等調査**があります。）

★**居住している18歳以上65歳未満の方が児童を保育できない場合は状況確認できる書類が必要となります。**（同居・二世帯住宅・同じアパート内も含む。）

★**【重要】保護者の転職・退職や出産など申込時の内容と比べ変更があった場合は、速やかに福祉課へ必要書類の提出及び連絡をしてください。万が一提出及び連絡がなく、そのことが判明した場合、就業等をしていても途中退所となる場合があります。**

